

研究評価制度をめぐる事情について

- 1 「農林水産省における研究・技術開発の政策評価に関する指針」(平成13年4月17日農林水産技術会議決定)(参考1)
 - ・これまでの研究課題評価に加え、新たに研究分野別評価及び研究制度評価等を実施。

- 2 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成13年11月28日内閣総理大臣決定)(参考2)
 - ・従来から実施してきた研究開発課題評価及び研究開発機関評価に加え、新たに研究開発施策(研究開発戦略や研究制度)及び研究者の業績の評価を実施。

- 3 「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)の成立(平成13年6月)(参考3)
 - ・研究開発については、総合評価、実績評価等の事後評価に加え、事前評価が義務付けられた。その具体的な範囲は政令で定める。
 - ・政府は、政策評価の計画的かつ着実な推進を図るため「政策評価に関する基本方針」を策定し、各府省は基本方針に基づき、所掌に係る政策について「政策評価に関する基本計画」を定める。

- 4 「政策評価に関する基本方針」(平成13年12月28日閣議決定)(参考4)
 - ・政策評価を行うに当たり、政策の特性等に応じて、「事業評価方式」、「実績評価方式」、「総合評価方式」など適切な方式を用いる。
 - ・政策評価の観点(必要性、効率性、有効性等)の基本的な適用の考え方を、基本計画に明示する。

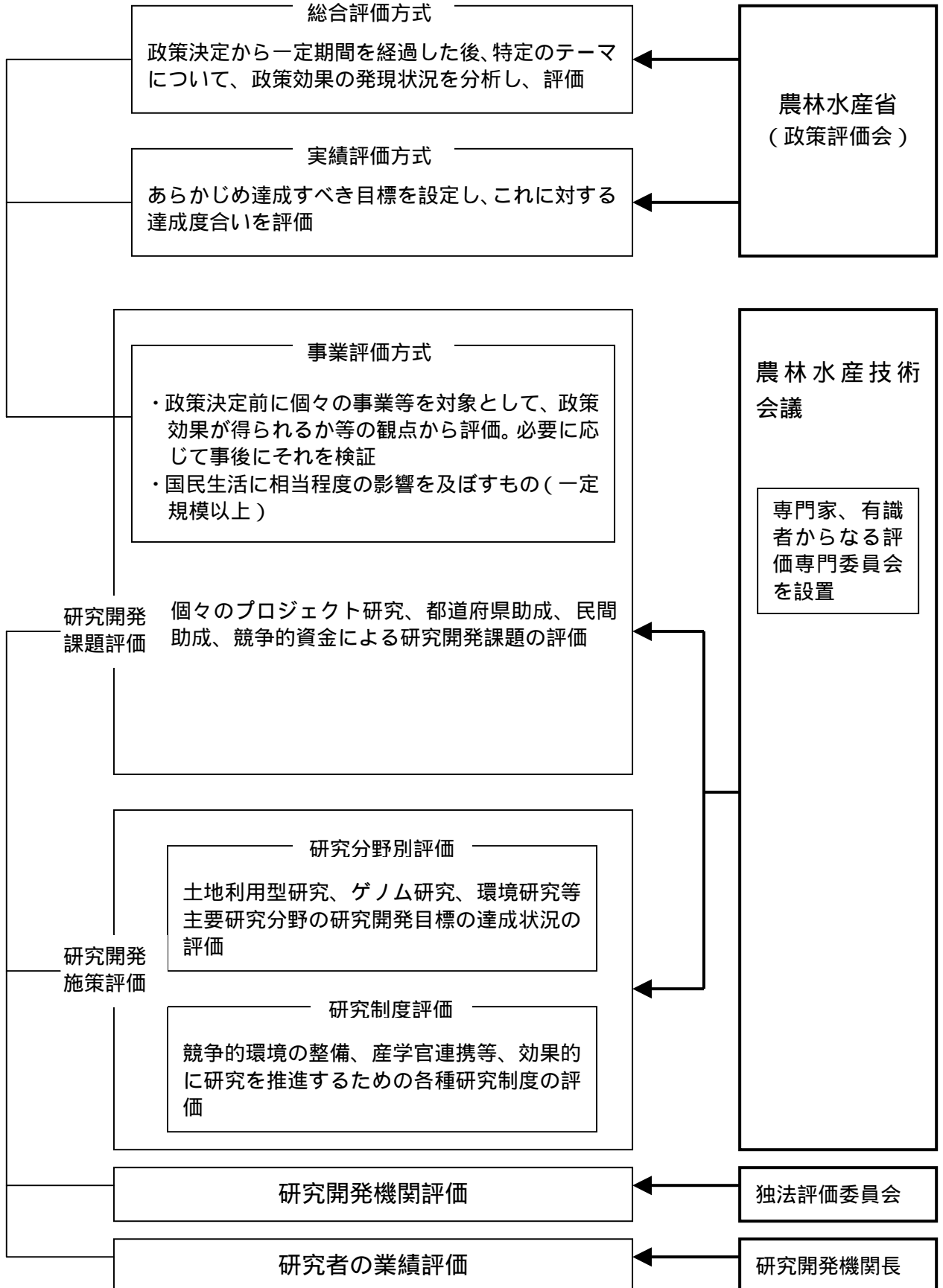
研究開発の評価体系のイメージ図

- 大綱的指針、政策評価法との関係 -

評価主体
(学識経験者等の活用)

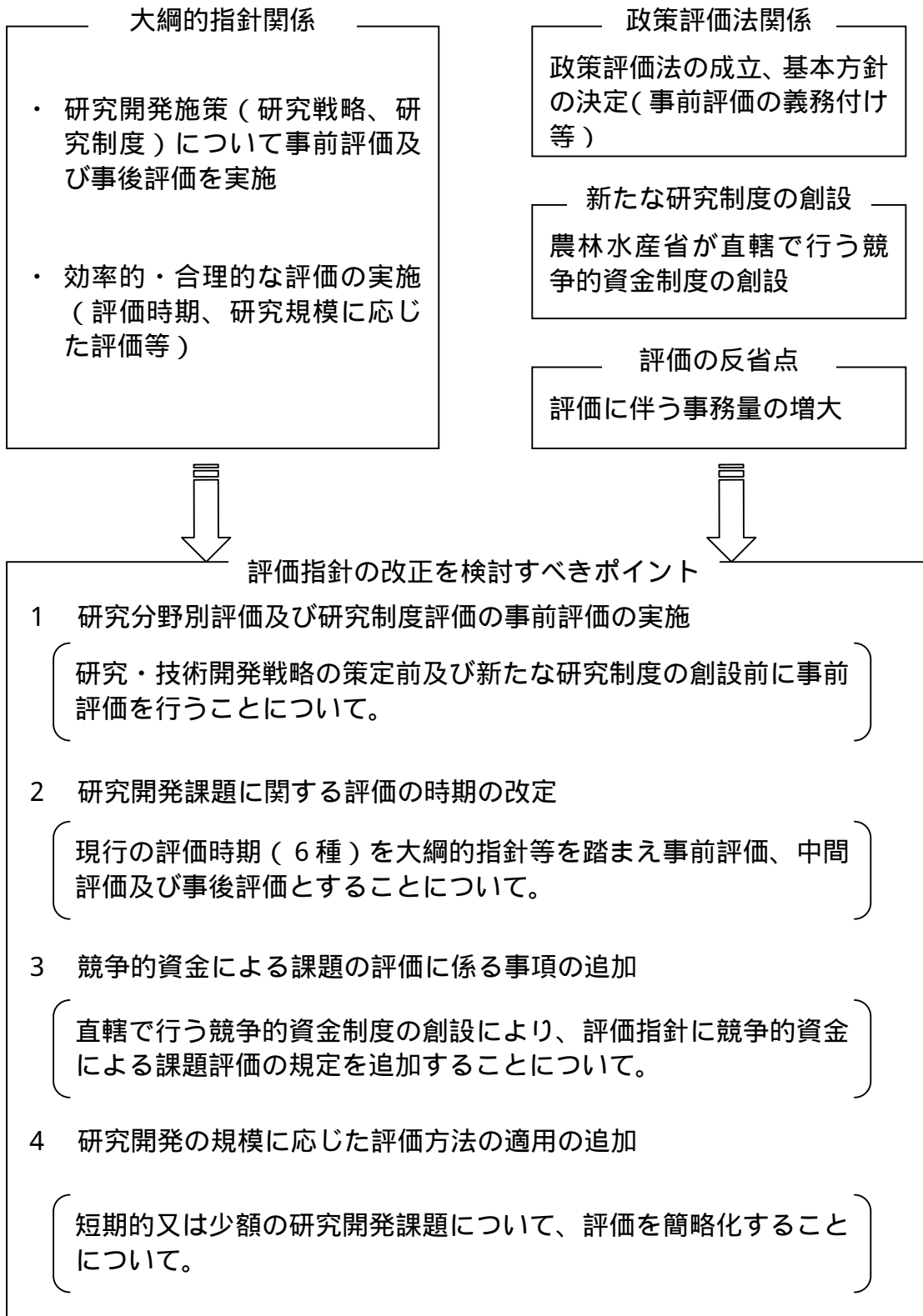
政策評価法に基づく政策評価

大綱的指針に基づく研究開発評価



「農林水産省における研究・技術開発の政策評価に関する指針」
(平成13年4月17日農林水産技術会議決定)の改正ポイントについて

- 評価指針をめぐる動き -



「1. 研究分野別評価及び研究制度評価の事前評価の実施」について

1 各種規定等

農 林 水 産 技 術 会 議 評 価 指 針	<p>4 研究分野別評価 (1) 評価の趣旨 食料・農業・農村基本計画等に基づき策定された農林水産研究・技術開発戦略（平成13年4月2日付け12農会第3103号農林水産技術会議事務局長通知。以下「研究・技術開発戦略」という。）に沿って、研究・技術開発戦略に定められた研究分野ごとに、研究実施主体が行う研究・技術開発の<u>実施状況を把握し、評価を実施する。</u></p> <p>5 研究制度評価 (1) 評価の趣旨 効率的かつ効果的に研究開発を進めるため、産学官の連携、競争的環境の整備、若手研究者の育成や流動性の促進等に<u>着目して実施されている研究推進のための研究制度の評価を実施する。</u></p>
大 綱 的 指 針	<p>第2章 評価実施上の共通原則 4. 評価時期 <u>研究開発施策及び研究開発課題については、原則として事前評価及び事後評価を行う。</u></p>
政 策 評 価 法	<p>(記述なし)</p>

2 対応の方向

- (1) 研究開発課題については、既に、事前評価及び事後評価を実施している。
- (2) 研究開発施策（研究開発戦略、研究制度）の評価については、事後評価を実施しているが、新たに事前評価を実施することを検討する。

「 2 . 研究開発課題に関する評価の時期の改定 」について

1 . 各種規定等

技術会議評価指針	<p>3 プロジェクト研究評価</p> <p>(3) 評価の方法</p> <p>イ 事務局長は、プロジェクト研究等ごとに評価項目を定め、原則として、<u>課題化前に行うプレ事前評価、研究開始前に行う事前評価、開始後に行う中間評価若しくは毎年度評価、研究終了の前年度に行うプレ終了評価及び終了時に行う終了評価に係る事務を行う。</u></p>
大綱的指針	<p>第2章</p> <p>4 . 評価時期</p> <p>研究開発施策及び研究開発課題については、原則として事前評価及び事後評価を行う。<u>5年以上の期間を有したり、研究開発期間の定めがない場合には、評価実施主体が、当該研究開発課題の目的、内容、正確、規模等を考慮し、例えば3年程度を一つの目安として定期的に中間評価を実施する。また、優れた成果が期待され、かつ研究開発の発展が見込まれる研究開発課題については、切れ目なく研究開発が継続できるように、研究開発終了前の適切な時期に評価を実施することが必要である。</u></p>
政策評価法	<p>第八条</p> <p>行政機関は、基本計画及び実施計画に基づき、<u>事後評価を行わなければならない。</u></p> <p>第九条</p> <p>行政機関は、その所掌に関し、次に掲げる要件に該当する政策として個々の研究開発、公共事業及び政府開発援助を実施することを目的とする政策その他の政策のうち政令で定めるものを決定しようとするときは、<u>事前評価を行わなければならない。</u></p>

2 . 対応の方向

現行の評価時期（プレ事前評価、事前評価、毎年度評価、中間評価、プレ終了評価及び終了評価）を大綱的指針、政策評価法を踏まえ見直す。

(1) 現行（研究期間五年のプロジェクト研究の例）

研究実施期間											
前年			1年目		2年目		3年目	4年目		5年目	
プレ事前	予算要求	事前		毎年度		毎年度	中間		プレ終了		終了

(2) 見直し方向



農林水産省における研究・技術開発の政策評価に関する指針

平成13年4月17日

農林水産技術会議決定

第1 趣旨

今日、我が国は研究開発を国の最重要課題の一つとして位置付けており、その効率的・効果的推進を図る上で、国の研究開発システム構築の一環として厳正な評価の実施が強く求められている。

また、平成12年9月4日には新基本法農政推進本部において「政策評価実施要領」が決定され、農林水産省における政策評価分野の一つとして「新たな農政の展開方向に即した技術開発の推進」が定められ、研究成果に関する達成目標の設定及び毎年度評価を行うとしたところである。さらに、政策評価制度の法制化も進められているところである。

一方、平成13年4月1日からの試験研究機関の独立行政法人化により、研究・技術開発体制が再編成されることとなり、独立行政法人、都道府県、認可法人、公益法人、民間企業及び大学（以下「研究実施主体」という。）により推進される研究開発に係る施策の重点的・効率的な推進がこれまで以上に重要となっている。

このような状況を踏まえ、「農林水産省における試験研究機関及び研究課題の評価に関する指針」（平成9年7月22日農林水産技術会議決定）に基づき行ってきた研究評価体系を全面的に一新することとし、農林水産省における研究・技術開発の政策評価について、評価等の種類、実施方法、評価結果の取扱い等に関する基本的事項を定めることとする。

なお、「農林水産省における試験研究機関及び研究課題の評価に関する指針」（平成9年7月22日農林水産技術会議決定）は廃止する。

第2 評価の種類と実施方法

1 評価の種類

（1）農林水産省における研究・技術開発に関する政策評価として、以下の評価を実施するものとする。

ア 研究分野別評価

イ 研究制度評価

ウ プロジェクト研究等評価

（2）前項に掲げるもののほか、政策評価の高度化に資するための調査として、フォローアップ調査を実施するものとする。

2 評価の実施主体

評価の実施主体は、農林水産技術会議（以下「技術会議」という。）とする。

3 評価実施体制

- (1) 研究・技術開発の政策評価を効果的に行うため、技術会議の委員及び専門委員によって構成される政策評価専門委員会を開催する。
- (2) 政策評価専門委員会は、研究・技術開発の政策評価に関する以下の事項について調査・審議するものとする。
 - ア 評価計画の策定に関すること
 - イ 研究分野別評価、研究制度評価及びプロジェクト研究等評価の実施に関すること
 - ウ 評価手法の改善に関すること
 - エ その他必要な事項に関すること
- (3) 研究分野別評価の円滑な実施を図るため、政策評価専門委員会の下に、専門委員及び学識者によって構成される研究分野別評価分科会を置く。
- (4) 政策評価専門委員会（研究分野別評価分科会を含む。）の庶務は、農林水産技術会議事務局技術政策課において行う。

4 研究分野別評価

- (1) 評価の趣旨
 - 食料・農業・農村基本計画等に基づき策定された農林水産研究・技術開発戦略（平成13年4月2日付け12農会第3103号農林水産技術会議事務局長通知。以下「研究・技術開発戦略」という。）に沿って、研究・技術開発戦略に定められた研究分野ごとに、研究実施主体が行う研究・技術開発の実施状況を把握し、評価を実施する。
 - なお、林業及び水産業に係る分野ごとの評価についてもこれに準じて行うものとする。
- (2) 評価の対象
 - 評価の対象は、研究・技術開発戦略の各期別達成目標の達成状況とする。
- (3) 評価の方法
 - 評価の方法は、以下のとおりとする。
 - ア 政策評価専門委員会は、研究・技術開発戦略の中から毎年度計画的に、当該年度において重点的に評価を行うべき複数の分野（以下「重点分野」とする。）を選定する。
 - イ 研究分野別評価分科会は、アにより選定した重点分野について、書面にて（ただし、必要な場合は現地において）研究状況を調査、把握し、これに基づき評価を行

うとともに、併せて重点分野以外の分野について進捗状況の点検・調査を行い、これらの結果を政策評価専門委員会に報告する。なお、評価に際しては、研究実施主体自らによる評価・点検に係る資料を活用するものとする。

ウ 政策評価専門委員会は、イの報告を踏まえて、重点分野の評価を行うとともに、技術会議に報告する。

エ 技術会議は、ウの報告を踏まえて評価を行うとともに、必要があると認めるときは所要の措置の決定を行う。

5 研究制度評価

(1) 評価の趣旨

効率的かつ効果的に研究開発を進めるため、産学官の連携、競争的環境の整備、若手研究者の育成や流動性の促進等に着眼して実施されている研究推進のための研究制度の評価を実施する。

(2) 評価の対象

評価の対象は、産学官の連携、競争的環境の整備、若手研究者の育成・流動性の促進、研究成果の活用促進、地域における農業研究の振興等を目的とした各種の研究制度とする。

(3) 評価の方法

ア 政策評価専門委員会は、各種の研究制度の運営状況を勘案の上、評価対象とする研究制度を選定する。

イ 政策評価専門委員会は、アにより選定した研究制度について、評価を実施するとともに、その結果を技術会議に報告する。

ウ 技術会議は、イの報告を踏まえて評価を行うとともに、必要があると認めるときは所要の措置の決定を行う。

6 プロジェクト研究等評価

(1) 評価の趣旨

プロジェクト研究等の効率的かつ効果的な実施のため、評価を実施するものとする。

(2) 評価の対象

評価の対象は、独立行政法人に委託して実施するプロジェクト研究等とする。

なお、国費の支出を受けて都道府県または民間等の試験研究機関で実施される研究開発についても、原則としてプロジェクト研究に準じて評価を行うものとするが、その実施に当たっては、国の負担度合い等にも配慮するものとする。

(3) 評価の方法

評価の方法は、以下のとおりとする。

- ア 農林水産技術会議事務局長（以下「事務局長」という。）は、原則としてプロジェクト研究等ごとに外部専門家及び外部有識者により構成されるプロジェクト研究等評価会（以下「評価会」という。）を開催する。
- イ 事務局長は、プロジェクト研究等ごとに評価項目を定め、原則として、課題化前に行うプレ事前評価、研究開始前に行う事前評価、開始後に行う中間評価若しくは毎年度評価、研究終了の前年度に行うプレ終了評価及び終了時に行う終了評価に係る事務を行う。
- ウ 評価会は、イの評価項目に基づき評価を行い、その評価の結果を事務局長に報告する。
- エ 事務局長は、ウの評価の結果を取りまとめ、政策評価専門委員会に報告する。
- オ 政策評価専門委員会は、エの報告を踏まえて評価を行うとともに、その結果を技術会議に報告する。
- カ 技術会議は、オの報告を踏まえて評価を行うとともに、必要があると認めるときは所要の措置の決定を行う。

7 フォローアップ調査

（1）調査の趣旨

研究開発が社会経済に及ぼす波及効果は、研究開発の評価を行う上で重要な要素たり得るものであるが、一般に、研究終了後一定の時を経てはじめて確認することが可能となるものである。このため、研究によって開発された主要な技術のうち研究終了後一定期間経過したものについて、そのもたらす波及効果の把握及び評価手法の確立を図るものとする。

（2）調査の実施主体

フォローアップ調査の実施主体は、事務局長とする。

（3）調査の対象

事務局長は、終了した研究によって開発された主要な技術を計画的に選定し、調査の対象とする。

（4）調査の手法

- ア 事務局長は、主要な技術を選定し、その効果を把握する。なお、調査に当たっては、調査の一部を外部に委託することができるものとする。
- イ 事務局長は、調査の結果を政策評価専門委員会に報告する。
- ウ 政策評価専門委員会は、イの報告を基に、評価手法の改善の検討等を行う。

第3 留意事項

1 評価の透明性・客観性の確保

技術会議は、評価の透明性を高めるため、評価者と研究実施主体との間で必要な場合意見交換を行う機会をつくとともに、評価結果及びその理由を幅広く開示するよう努めることとする。さらに、外部評価者の選任に当たっては、特定の者が長期にわたり評価者となることがないよう、明確な任期を設定するものとする。

2 評価の秘密保持

評価の実施に際して、評価者は、個人情報や企業秘密の保護、知的財産権の取得等に関する秘密の保持に十分留意するものとする。

3 研究開発の性格に応じた適切な配慮

評価及び評価結果の反映に当たって、技術会議は、個々の研究開発が持つそれぞれの性格を十分に考慮し、その特性に応じた評価等が行われるよう配慮するものとする。

第4 評価結果の取扱い

1 評価結果の反映

評価結果について、技術会議は、予算の配分、プロジェクト研究等の課題の改善、研究・技術開発戦略の見直し及び策定、各種研究制度の改善等に反映させるものとする。

2 評価結果の公表

評価結果、その理由等及びこれに基づいて講ずる又は講じた措置については、事務局長は、個人情報や企業秘密の保護、知的財産権の取得等に配慮しつつ、インターネットを利用する等国民にわかりやすい形で、積極的に公表するものとする。

第5 その他

評価の手續等については、事務局長が別に定めるものとする。

「国の研究開発評価に関する大綱的指針」の改訂について

1 現行の大綱的指針について

- (1) 各府省が的確に研究開発評価を行うためのガイドラインとして、平成9年8月に「国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針」(内閣総理大臣決定、以下「大綱的指針」という。)が定められた。
- (2) 具体的には、
第三者を評価者とする外部評価の導入
国民に評価結果等を積極的に公開するなど開かれた評価の実施
研究開発資源の配分への反映等評価結果の適切な活用
等の方向が示されている。

2 大綱的指針の改訂のポイント

- (1) 大綱的指針の改訂については、総合科学技術会議の下に設置された評価専門調査会において、基本的考え方の整理が行われたところ。
- (2) 改訂のポイント
評価の対象として、今回新たに、研究開発施策の評価(研究開発戦略等の評価、研究開発制度評価)、研究者の業績評価を追加
評価における公正さと透明性の確保
・評価内容を被評価者に開示
・エフォート(研究者の当該研究への専従割合)の把握
評価結果の資源配分への反映
・資源配分への反映状況を公表
・機関評価の機関長の処遇への反映
評価に必要な資源の確保と評価体制の整備
・研修等を通じた評価人材の養成
・国全体の研究開発評価の状況等をまとめたデータベースの整備

「国の研究開発評価に関する大綱的指針」の概要

評価の基本的考え方

評価の意義

評価は、次のような優れた研究開発を効果的・効率的に推進するために実施する。

国際的に高い水準の研究開発

社会・経済に貢献できる研究開発

新しい学問領域を拓く研究開発

また、評価の意義を以下のようにまとめる。

➤ 柔軟かつ競争的で開かれた研究開発環境を実現する。

➤ 評価結果の積極的な公表により、研究開発への国費投入に関し、広く国民の理解と支持を得る。

➤ 重点的・効率的に予算、人材等の資源配分に反映する。

評価システム改革の方向 (注: =新規、=具体化)

評価の公正さと透明性の確保

客観性の高い評価指標の活用(定量的な評価手法の開発等)
評価内容を被評価者に開示
評価結果をインターネットで広く公表
評価者を評価するシステムの構築(追跡評価やデータベースの活用等)
年齢、所属機関等について偏りなく幅広く評価者を選任
利害関係者を評価者から排除
外部評価、第三者評価の実施
ピアレビューによる国際的水準に照らした評価(競争的資金)と社会的・経済的意義・効果や目標の達成度の評価(重点的資金)

評価結果の資源配分への反映

優れた評価を受けた課題が切れ目なく研究が継続できるように評価を実施
予算、人材等の資源配分への反映状況等を公表
機関評価の機関長の処遇への反映
継続、拡大、縮小、中止等の予算、人材等の資源配分や研究者の処遇等などへの反映(データベースの活用)

評価に必要な資源の確保と評価体制の整備

評価部門に研究経験者を配置
研修等を通じた評価人材の養成
国全体の研究開発評価の状況等をまとめたデータベースの整備
評価業務を効率化するため電子システムを導入

その他

研究開発の特性に応じた評価の実施(評価視点の設定等)
効率的・合理的な評価の実施(評価目的等に応じ適切な評価方法を採用)
IFオート(研究専従率)の把握

本指針のフォローアップ等

• 評価実施状況等のフォローアップを実施

- 本指針の見直し
- 評価実施主体においても評価方法を見直し

評価実施上の共通原則

(1) 評価対象の設定

(2) 評価目的の設定

(3) 評価者の選任

(4) 評価時期の設定

(5) 評価方法の設定

(6) 評価結果の取扱い

(7) 評価体制の充実

評価の実施(対象別の評価方法)

(今回新たに、研究開発施策の評価、研究者の業績評価を追加)

1. 研究開発施策の評価
研究開発戦略等
研究開発制度等

2. 研究開発課題の評価
(1) 競争的資金による課題
(2) 重点的資金による課題
(3) 基盤的資金による課題

3. 研究開発機関等の評価
機関運営と研究開発実施・推進の2つの面で行う

4. 研究者等の業績評価
機関長が評価ルールを整備し、責任を持って実施

行政機関が行う政策の評価に関する法律について

法律の骨格

平成13年6月

1 目的

この法律は、行政機関が行う政策評価に関する基本的事項等を定めることにより、政策評価の客観的かつ厳格な実施を推進しその結果の政策への適切な反映を図るとともに、政策評価に関する情報を公表し、もって効果的かつ効率的な行政の推進に資するとともに、政府の有するその諸活動について国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

2 政策評価の実施主体

原則として各府省を実施主体として位置付け。

3 政策評価の在り方

国の行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切に反映。

政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保を図るため、以下の2点を位置付け

- ・政策効果の把握は、当該政策の特性に応じた合理的な手法を用い、出来るだけ定量的に行うこと。
- ・政策の特性に応じて学識経験を有する者の知見の活用を図ること。

4 予算の作成等における活用

政府は、予算の作成及び複数府省に係る政策であってその総合的な推進が必要な政策の企画立案に当たって、政策評価の結果の適切な活用を図るよう努める。

5 政策評価に関する基本方針の策定・公表

政府は、政策評価の計画的かつ着実な推進を図るため、政策評価に関する基本方針を策定・公表。

6 政策評価に関する基本計画の策定・公表

行政機関の長は、三年以上五年以下の期間ごとに基本計画を策定・公表。基本計画には、計画期間内に実施する事後評価の対象とする政策を、任務に基づく主要な行政目的に係る政策が網羅される形で位置付け。

7 事後評価の実施計画の策定・公表、及び事後評価の実施

行政機関の長は、毎年（度）当該年（度）において行おうとする事後評価の実施に関する計画を策定・公表。各行政機関は、基本計画及び実施計画に基づき、事後評価を実施。

8 事前評価の実施

国民生活、社会経済に相当程度の影響を及ぼすもの、多額の資金を要するもののうち評価の方法が開発されている個別の研究開発、公共事業、政府開発援助等について、事前評価を実施。

9 評価書の作成・公表

行政機関の長は、政策評価の結果について、過程に関する情報も含めた評価書及びその要旨を作成し、インターネットの活用等により公表。

10 政策への反映状況の公表等

行政機関の長は、当該行政機関における政策評価の結果の政策への反映状況について、少なくとも毎年一回、公表。

11 総務省が行う政策の評価

政策評価の統一性、総合性及び一層厳格な客観性を確保する観点から総務省が行う評価について、総務大臣の資料提出要求、調査、評価の結果の公表、必要な場合における勧告、評価及び監視との連携確保等とあわせて、本法律に位置付け。

12 政策評価の実施状況の国会への報告

政府は、各行政機関が行った政策評価及び総務省が行った政策の評価の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況を取りまとめ、国会に報告するとともに、公表。

13 その他

政策評価の手法に関する調査研究等、政策評価に従事する職員の人材の確保及び資質の向上、政策評価に関する情報の行政機関相互における活用の促進、政策評価の所在に関する情報の提供等必要な措置について本法律に規定。

14 施行期日

本法律は、平成14年4月1日から施行。

15 検討

政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

「政策評価に関する基本方針」(平成13年12月28日閣議決定)の概要
(関連部分抜粋)

【基本方針のポイント】

政策評価制度について明確な枠組みを与え、その実効性を高め、国民の信頼性を一層向上させる観点から「行政機関が行う政策の評価に関する法律」を制定

この「政策評価に関する基本方針」は、法第5条に基づき、法の下における政策評価の計画的かつ着実な実施を図るためのもの

1 政策評価の実施に関する基本的な方針

政策評価の政策マネジメント・サイクル(企画立案 実施 評価 次の企画立案)への組み込み

国民本位の効率的で質の高い行政、国民的視点に立った成果重視の行政の実現、国民に対する行政の説明責任の徹底を図るため、政府は制度の全政府的な実施を確保しつつ効果的な取組を進め、制度の改善・発展を図る

政策評価を行うに当たり、政策の特性等に応じて合目的的に、「事業評価方式」、「実績評価方式」、「総合評価方式」など適切な方式を用いる

2 政策評価の観点に関する基本的な事項

政策評価の観点(必要性、効率性、有効性等)の基本的な適用の考え方を基本計画に明示

3 政策効果の把握に関する基本的な事項

できる限り政策効果を定量的に把握することができる手法を使用。これが困難な場合等は、定性的に把握するが、できる限り客観的な情報・データや事実を使用し、客観的な実施を確保

4 事前評価の実施に関する基本的な事項

事前評価は的確な政策の採否や適切な政策の選択等に有用な情報を提供する見地から実施

義務付けられた以外のものであっても手法の研究開発を積極的に進め、順次実施に向けて取組

5 事後評価の実施に関する基本的な事項

事後評価は政策の見直し、改善等に反映させるための情報を提供する見地から実施

政策に反映するために合理的な単位で、社会経済情勢の変化等を勘案して適切なタイミングで実施

6 学識経験を有する者の知見の活用に関する基本的な事項

政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保するため、高い識見、高度の専門的知識・能力や国民生活・社会経済への政策への関わりに関する実践的知識を活用

7 政策評価の結果の政策への反映に関する基本的な事項

政策評価の結果を政策に適切に反映させるため、政策評価担当組織が中心となって、結果の政策への反映の実効性を高めるための仕組み等を基本計画に明示

8 政策評価に関する情報の公表に関する基本的な事項

評価書は、評価結果の外部からの検証を可能とすることの重要性を踏まえ、可能な限り具体的に記載

政策評価の結果の政策への反映状況については、政策評価の結果と当該結果に基づく措置状況（内容、時期、今後の予定等）をできる限り具体的に公表
公表は、インターネットのホームページのほか、窓口配布等により実施

9 その他政策評価の実施に関する重要事項

組織として一体的な政策評価への取組を可能とするための体制を基本計画に明示

政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付けるための窓口を整備

政策評価の実施に当たり、国と地方は、必要な情報や意見の交換を行い、適切に連携・協力